

日本弁理士クラブ幹事長挨拶

日本弁理士クラブ幹事長　石　原　進　介

1．はじめに

日本弁理士クラブ（日弁）は今年で創立79年を迎えました。本年度、日弁の幹事長を拝命し、約半年が経過しました。歴史と伝統のある日弁の幹事長という重責を担うにあたり、身の引き締まる思いでおりましたが、日弁幹事会の先生方、各派の先生方に支えられ、ここまで務めてまいりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

以下、日弁の主な活動をご報告いたします。

2．本年度の活動

創立79年目となる日弁の伝統を大切にしながら、生成AIをはじめとする時代の変化に向き合い、持続可能な業界の在り方を模索しつつ弁理士の未来を見据えた意識で取り組み、そして、日弁の多彩な活動を仲間と共に楽しむということを今年度の活動方針としています。

（1）日弁が推薦する日本弁理士会会長候補予定者の一本化

本年度は、日本弁理士会の会長選挙の年にあたります。日弁から会長候補予定者を推薦するにあたり、複数の方が立候補の意向を表明されたことから、候補予定者の一本化に注力いたしました。一本化にあたっては、過去のルールを尊重しつつ課題を洗い出して改善を図り、慎重な審議を重ねた上で、日弁から推薦する日本弁理士会会長候補予定者を機関決定いたしました。

（2）旅行会・交流イベント・各種イベントの開催

岐阜県の長良川温泉にて日弁旅行会を開催しました。翌日の観光などのオプションに参加せずとも、「長良川温泉に行った」という記憶を残してもらえるように、ホテルでの宴会の後に長良川で鵜飼鑑賞を行い、その後ホテルに戻って二次会を開催し、親睦を深めました。100名弱の方にご参加いただき盛況でした。

また、今年度は、三派の旅行会について改めて意義や実施形態などを考えようということで「三派旅行会を語る集い」という自由な意見交換のための会合も開催させていただき、三派の構成会派を含む十派の皆様からのご意見などをいただいたりしています。

本年度、日弁の交流イベントは日弁会員限定とし、日弁五派が楽しく交流できるように、卓球・ダーツ・ビアポンによるトライアングル・フェスを企画しました。また、日弁テニス大会は、テニス参加者の裾野を広げるため、初めての試みとして大会と並行して練習会も行い、練習会付きテニス大会として開催する予定です。その他、例年通り、日弁リレーマラソン大会や日弁ボウリング大会も開催の予定です。

（3）その他の活動

政策委員会では、日弁が推薦する日本弁理士会会長候補予定者の政策のブラッシュアップを行っており、日弁会員の知見を集めて、それを政策に反映させたいと思っております。また、今年度の日本弁理士会役員選挙に万全な体制で臨めるように様々な準備を進めております。

また、引き続き、各委員会において会員に有益な研修や情報発信に取り組んでおります。日弁ホームページの更新なども進めております。

3. おわりに

生成AIをはじめとする時代の変化は今後も間違いなく加速していきますが、日弁の仲間と共に、変化を前向きに捉え、日弁らしく楽しみながら、弁理士の未来を見据えた活動を進めてまいりたいと思います。残りの任期も精一杯務めてまいります。

引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



ご 挨 拶

日本弁理士会副会長 宗 像 孝 志

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和8年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております宗像孝志です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃より大変お世話になっており、また日本弁理士会の会務にご協力いただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年度は北村修一郎会長の2年目にあたり、日弁が擁立した鈴木一永前会長が築かれた「礎」を引き継ぎ、その上に新たな取り組みが進められております。北村会長の政策立案にあたっては日弁が積極的に協力し、私自身もその場に参加させていただいた経験があります。そのため進行中の各施策への思い入れも深く、これらを達成すべく日々会務に取り組んでおります。

早速ではありますが、ご挨拶を兼ねまして、担当している会務活動のいくつかについてご紹介させていただきます。

2. 活動報告

【国際活動センター】

国際活動センターは、センター長の高橋雅和先生を中心に、国際業務について見識豊かな先生方で組織されています。弁理士の国際的業務を支援するために設立され、総勢約100名の大所帯であり、日本弁理士会の国際事業を統括しております。

昨年度は、コロナ禍が終息したことで対面の国際交流が盛んに行われ、海外弁理士団体から、多くの会合のリクエストや招待が届きました。今年度は、海外弁理士団体が日本弁理士会を訪問する機会が多く、毎月のように会合が行われています。

諸外国関係団体との会合において必ず話題に挙がるのは、昨今の情勢からすれば当然のことですが「生成AIへの対応」です。各国・各地域において、捉え方や考え方の相違点は若干あるものの、総じて、「情報セキュリティの課題」、「業務への影響」、「人材育成」など、概ね日本と共通する課題感があります。

この点についても、国際活動センターとして、諸外国との交流の機会において生成AIを積極的に話題とし、広く情報を収集しております。これらをAI利活用ワーキンググループとも共有し、日本弁理士会としての検討に反映してまいります。海外から有用な情報を得るだけでなく、日本からの視点だけでは気づきにくい世界のトレンドの把握や、日本弁理士会の海外でのプレゼンス向上に努めて参ります。

【防災会議】

防災会議は、例年、弁理士会としての防災体制の整備及び災害発生時の対応策定や、防災マニュアルの整備を行ってきましたが、本年度は、活動計画にも「防災」の話題を入れていただき、首都直下型災害等が発生した際に、東京の弁理士会本会が機能不全に陥ったケースを想定し、業務のバックアップ体制などの具体的な検討を進めることにしています。そのため、地域会事務局との連携も再確認しながら、実効性のある体制づくりを検討していきます。

【弁理士法改正委員会】

弁理士法改正委員会は、直近の弁理士法改正への対応や、今後の弁理士法改正のために必要な調査研究等を継続的に行っています。

そこで本年度も、農林水産知財に関する部会と、それ以外の弁理士法に関連する部会（特許非公開制度等）という2つの部会を設け、特に農林水産知財に関する部会では、外部の調査機関を活用しての情報収集を予定しております。

【知財制度検討委員会】

知財制度検討委員会は、日本弁理士会が外部に発信する意見（例えば、パブコメ対応や、法改正に関連した意見）の長期的な一貫性を維持し、また、意見発信のタイミングにおいて適切かつ適確な意見を取りまとめています。

多くの実務系委員会の現委員長、将来の委員長候補である先生方にも委員に加わっていただいており、特殊な委員構成ではありますが、歴代の役員会経験者も多数委員としてご参加いただくことで、執行部が変わっても政策論議ができる体制が維持できています。

これまでの諸先輩方が積み上げてこられた歴史や知見を受け継ぎつつ、将来の弁理士会に資する意見発信を確実に行うように、引き続き皆様の協力を得ながら活動してまいります。

【継続研修履修状況管理委員会】

継続研修履修状況管理委員会は、会員の継続研修履修状況を適切に管理し、必要に応じた対応を行う役割を担っています。具体的には、各会員の研修受講実績の確認、履修単位未達成者へ履修を促すための通知（注意喚起）、継続研修義務不履行者に対する会長指示に基づく調査等を行っています。

継続研修は、弁理士の専門職としての資質を維持・向上させるために非常に重要なものです。それ故、会員には一定期間内に必要な単位数の取得が義務付けられており、これを果たさない場合には所定の処分に至ることもあります。是非とも積極的な継続研修の受講をお願いいたします。

【九州会】

九州会は、昨年度設立20周年を迎え、本年度からさらに将来に向けて、九州・沖縄エリアの知的財産活動の活性化を図るための、積極的な会務が展開されています。

2025年に知財経営支援モデル地域創出事業の知財重点支援エリアとして選定された熊本市での事業についても、経営センターの先生方、九州会の先生方とともに協力をしつつ、事業の成功に貢献できるように取り組んでまいります。

【事業棚卸しワーキンググループ】

事業棚卸しワーキンググループは、日本弁理士会（特に附属機関）が実施する事業の計画と実施結果の比較検討に基づき、次年度の事業計画を策定する際の参考になる情報を提供しています。本ワーキンググループの成果物によって、一貫性のある事業の実施評価と施策見直しの機会が提供されていますので、今年度も、次年度に向けて有用な情報提供をすべく継続的な活動を行っています。

【AI利活用ワーキンググループ】

AI利活用ワーキンググループは、鈴木一永前会長の2年目から活動を開始し、今年度で3年目に突入しました。昨年度は、「AI利活用ガイドライン」を公表し、これを用いた研修も多く実施してきました。

本年度は、AI利活用ガイドラインのアップデートを行うほか、「外部連携・弁理士のプレゼンス向上」、「実践的な人材育成・研修開催」、「情報集約・ノウハウ共有、生成AI時代における新たな弁理士像」、「特許事務所像の模索・検討」も行う予定であり、そのために、大幅な増員を図りました。

「知財分野で生成AIを利用するときには弁理士にまず相談する」という文化を醸成できることを目指し、ワーキングメンバーの先生方とともに、弁理士会会員全員の日常業務に役立つ「AIの利活用モデル」をタイムリーに発信すべく、活発な活動をしてまいります。

3. おわりに

その他、いくつかのワーキンググループや外部団体などを担当し、日々の活動において、日本弁理士会の会務は本当に多岐にわたり、副会長職務をして

おりますと、多くの皆様の献身的な活動により会務が支えられていることを実感しております。

その積み重ねによって弁理士の職域や信頼性が担保されております。また、各委員会の活動は、事務局の支援により成り立っております。事務局の職員の方々に対しても、感謝する次第です。皆様方には改めて心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

今後とも、知的財産制度、並びに日本弁理士会の発展のために、全力を尽くしてまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。



ご 挨 拶

日本弁理士会副会長 藤 村 明 彦

1. はじめに

令和8年度の日本弁理士会副会長を拝命いたしました藤村明彦と申します。今年は昨年の執行理事としての経験を活かし、より一層責任ある立場として職務に努めてまいります。

私は本年度、研修所、東海会、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、総合企画政策委員会、経営基盤強化委員会、紛議調停委員会、につき主担当として活動しております。本稿では、私が担当しているこれら機関の活動状況についてご説明させていただきます。

2. 会務報告

（1）研修所

本年度は、ハラスメントに関する研修を含む新倫理研修を令和10年度から適切に実施するために、関係組織と協同して新倫理研修制度の構築についての検討を行っております。

また、弁理士研修システムの利便性の向上に向けて新システムの構築を進めております。具体的には、現状の弁理士研修システムのから更に利便性を向上させるための新機能を備えた新弁理士研修システムの構築を、新倫理研修の開始に応じて令和10年度から稼働できるように進めています。

また、昭和53（1978）年10月に設置された研修所が、令和10（2028）年をもって50周年を迎えるため、研修所設立50周年を記念した事業を行うべく準備を進めております。

（2）東海会

本年度は、「30年後の東海を知的財産で輝かせる」というミッションのもと、「知的財産ステキ財産！」という昨年に引き続き用いるキャッチフレーズに加えて「知財の森に生きる私たち」のキャッチフレーズを掲げ、知財の普及と活用促進に取り組んでいます。

特に、昨年度立ち上げた「地域資源IP委員会」の活動や企業・自治体との連携による知財推進・普及活動、教育機関との連携による知財教育、開設30周年記念事業などを重点事業として推進しています。

担当副会長として、東海会会長の堀先生と緊密に連絡を取り合って、東海会と本会とのスムーズな連携がなされるように進めています。

（3）特許委員会

特許委員会は、今年度は約70名の会員が在籍し、特許法をはじめとする制度面・実務面双方からの課題に対応する活動を展開しています。

本年度も例年通り、日本の特許制度における諸課題の調査及び検討、近時の審判決等の動向の調査及び研究、関係機関との意見交換、周知活動を実施していきます。従来行われてきた検討に加え、生成AIがめざましく発展している現状に鑑みて、AI関連発明に関連して発生している諸問題や、知財における生成AIの利活用に関しても積極的に調査及び検討を行っています。

特許に関する特許庁や外部団体との意見交換、パブリックコメントへの対応、外部向けのセミナー開催、情報発信などもその活動の一環です。これらの活動により、知財制度の適正化のみならず弁理士会のプレゼンス向上にも寄与したいと特許委員会としては考えております。

（4）バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬品、食

品、バイオテクノロジー等、ライフサイエンスに関連する技術領域における知的財産制度について調査・研究を行うとともに、知財関連団体、医薬関連団体等の外部団体との連携を行っています。

本年度においては、具体的に、バイオ関連・医薬発明に関して、審査・運用の調査及び研究、国際的比較に基づく問題点についての調査及び研究、日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力についての調査及び研究、特許保護の在り方についての調査及び研究、バイオベンチャー発の知的財産の実態の調査及び研究等、複数の諮問事項を対象に検討を行っています。

また今年度も、本委員会では､2026年10月7日から9日までパシフィコ横浜で開催される「BioJapan 2026」への出展を予定しています。この展示会はライフサイエンス分野におけるアジア最大級のパートナリングイベントであり、産学官の関係者が一堂に会する機会です。知的財産制度に関する最新の調査・研究成果を紹介し、来場者との意見交換を通じて実務上の課題やニーズを把握することを目指しています。

（5）総合企画政策委員会

総合企画政策委員会は､、非常に幅広い検討を求められる委員会であり、執行役員会のシンクタンクとも言えます。

本年度は、一昨年行った会員アンケートに基づいて作成する「独占禁止法（以下､独禁法と称します）違反の可能性がある事例集」の内容の検討及び作成、当該「独禁法違反の可能性がある事例集」を用いた会員の報酬適正化に向けた具体的活動の検討、報酬分配及び周旋対価支払いに関する検討を行う予定です。

（6）経営基盤強化委員会

経営基盤強化委員会では、主に、中小規模の特許事務所における業務の効率化の検討、公正取引委員会によるセミナーの開催、特許事務所における人材確保事業の実施、及び事業承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供を行っています。

中小規模の特許事務所における業務の効率化の検討については、事務管理業務を含めた弁理士の業務全般に対するAIの活用について検討・研究、その結果の会員への情報提供を行っております。

公正取引委員会によるセミナーの開催については、前年度に引き続き公正取引委員会様から講師をお招きして、優越的地位の濫用について、知財業界における取引実情について、特に特許事務所とクライアントとの間の取引実情について実例を交えながらのセミナーを実施することを予定しております。

特許事務所における人材確保事業の実施については、昨年からに開催している弁理士事務所合同就職セミナーを本年も東京及び大阪等で開催する予定です。

事業承継又は共同化に関心のある会員に対する情報の提供については、昨年に引き続き事業承継セミナー、マッチングセミナーの開催を行う予定です。マッチングセミナーは東京及び大阪等で開催する予定です。

（7）紛議調停委員会

紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により調停を行う権限を有しています（会則第120条第2項）。近年、請求件数が増えてきており、各事件に対応するために、委員会内で組織する担当部会を昨年度1つ増やしました。この記事を執筆中にもどんどん事件が舞い込んできており、来年度はもう少しパワーアップが必要なのかな、とも思っております。

3. おわりに

本稿執筆時点では、副会長としての活動を開始してまだ三ヶ月余りであります。一昨年度に委員会委員長、昨年度に執行理事、そして今年度副会長と勢いを持って進んできましたので、最後までこの勢いを保ちつつ副会長の職務に取り組んでいければと思っております。そして、来年度の新政権がスムーズに職務を進められる土台も作れればと思っております。

引き続き、会務へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご 挨 拶

日本弁理士会副会長 河 野 生 吾

1，はじめに

私は、日本弁理士クラブからの推薦を受け、本年度の日本弁理士会副会長として会務に携わる機会を頂きました。まずは、日本弁理士クラブに所属されている各会派の先生方から賜りました温かいご支援に心より御礼申し上げます。

弁理士制度を取り巻く環境は、近年大きな変化を迎えています。AI技術の急速な普及、国際出願の電子化、広告・倫理問題の複雑化など、弁理士の業務領域は拡大と再定義の両面で揺れ動いています。こうした状況下で、制度の信頼性を守りつつ、時代に即した改革を進めることが、私に課せられた使命であると考えております。

本年度は、私は、副会長として、コンプライアンス委員会、業務対策委員会、情報企画委員会及び特許制度運用協議委員会の4委員会と、情報標準化WG、広告適正化WG及び弁理士詳細制度WGの3つのワーキンググループ（WG）を担当しています。

以下、これらの本年度の活動についてご紹介・ご報告させて頂きます。

2. コンプライアンス委員会について

コンプライアンス委員会では、本年度は、広告ガイドラインの改訂、倫理研修に用いる事例問題の更新、倫理研修で新たに追加されるハラスメント研修のための準備、特許事務所の職員のための外部相談窓口の設置準備等、制度的にも実務的にも負荷の高い課題が並んでいます。

近年のハラスメント防止の強化の社会的情勢を踏まえ、特許事務所の所員が声を上げ易くする環境を整えるために、外部相談窓口を設置することは大きな意義があり、10月からの設置に向けて準備を進めている最中です。

また、広告ガイドラインの改訂は、SNS等の近年の情報発信のあり方を踏まえ、再設計が必要不可欠であり、重要な事項になります。

さらに、倫理研修テキストについても、ハラスメント事例のみならず、実務で頻出する倫理的判断を要する場面を整理し、可能な限り、会員が迷わず行動できる指針となるように、整備を進めていく予定です。

3. 業務対策委員会について

業務対策委員会は、弁理士法第75条・76条違反への対応、非弁行為の調査、AI出願支援サービスとの法的関係整理など、弁理士制度の「守り」を担う委員会です。

近年、AIの進歩に伴って出願支援サービスが急速に普及し、弁理士法第75条との関係が複雑化しています。委員会では、

・非弁行為の典型類型の整理
・外部データベースを活用した無資格代理人の調査
・悪質事案への重点対応
・立法事実の収集

を継続的に行っていく予定です。

AI支援サービスは「利便性」と「法令遵守」の境界が曖昧になりやすく、誤解が生じ易い領域です。弁理士の専門性を毀損しないよう、必要な情報発信と制度的整理を進めていく予定です。また、会員から寄せられる情報提供は、制度の健全性を守るうえで極めて重要であり、迅速かつ丁寧な対応を心がけ、会員の不安を取り除く体制を整備してまいります。

4. 情報企画委員会について

情報企画委員会は、電子フォーラムや弁理士ナビ等を通じて、会務のデジタル化等をサポートする委員会です。

本委員会では、本年度、
・事務局のデジタル化推進
・電子フォーラムの利便性向上
・弁理士ナビの不具合対応
等を中心に対応を進めています。

電子フォーラムは会務に関するデータが保管されており、検索性・分類体系の改善は喫緊の課題です。

また、弁理士ナビは、会員以外の一般の方からのアクセスも多く、我々弁理士の情報の窓口であり、信頼性・正確性・使いやすさの向上が不可欠です。英語版の改善も含め、国際的な利用者にも対応できる環境整備を進めます。

5. 特許制度運用協議委員会について

特許制度運用協議委員会では、特許庁やWIPO裁判所等の手続運用・ペーパーレス化・国際出願システムに関する情報の収集や、収集した情報整理や、整理した情報の会員への周知等の活動を行うとともに、方式的な事項について特許庁と定期的に協議を行っています。

WIPO・特許庁・裁判所のデジタル化は年々進展しており、弁理士の実務にも大きく影響を及ぼすものであり、本委員会では、本年度も、そのサポートを継続的に行っていく予定です。

ちなみに、会員への周知は電子メールによって実施されており、重要な内容が記載されていることも多いので、日本弁理士会からのメールは注意深く確認するようにして頂けると助かります。

6. 3つのWGの活動

（1）情報標準化WG

期限管理ソフトの移行や、企業知財部との情報連携を進めるWGです。実務者の負担軽減に直結する領域であり、標準化の恩恵は非常に大きいと考えています。

（2）広告適正化WG

ガイドライン違反広告の調査・改善要請を行うWGであり、今年度は改善要請の実施フェーズに入っています。制度の信頼性を守るため、丁寧かつ確実な対応を進めます。

（3）弁理士詳細制度WG

全国9地域会の弁理士紹介制度が本年度すべて稼働する予定であり、各地域会の紹介制度を束ねる「包括的誘導サイト」の構築を進めています。弁理士の専門性を社会に伝える重要な取り組みです。

7. おわりに

弁理士制度は、技術革新・AI・国際化の進展により、今まさに大きな転換点を迎えています。制度の信頼性を守りながら、時代に即した柔軟な改革を進めることが求められています。

副会長として、その一助になれるように邁進してまいります。会員の皆様の声こそが制度改善の原動力です。どうか忌憚のないご意見をお寄せいただき、共により良い弁理士会を築いてまいりましょう。

以上



ご　挨　拶

日本弁理士会副会長　角　田　　朗

1．はじめに

2026年度日本弁理士会の副会長の角田　朗です。昨年度の日本弁理士会役員選挙におきまして、日弁よりご推薦いただきましてありがとうございました。担当する附属機関、地域会、委員会、ワーキンググループの会務報告をいたします。

2．会務報告

（1）中央知的財産研究所

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする附属機関です。中央知的財産研究所は、運営会議、正副所長会議、作業部会、研究部会から構成されています。

昨年度は4つのテーマ、①「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」、②「知的財産と経済－技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯－」、③「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは－権利成立段階と権利成立後の両面から－」、④「特殊なクレームの特許をめぐる諸問題」を研究対象としていました。今年度は①、②、③の研究成果を別冊パテントへ掲載し、①、②、③の後継となる研究部会を開始する予定で準備を進めています。

（2）北海道会

北海道会は、道内に拠点を置く弁理士によって構成されており、68名の弁理士が所属しています（2026年6月現在）。道内事業者、個人、各種団体に向けて、知的財産権制度、知的財産の活用、紛争、経営や事業に役立つ知財戦略等、知的財産に係る各種ご相談、セミナー、コンサルティング、その他の普及啓発活動等、様々な事業を行っています。加えて、特許庁、北海道経済産業局、北海道庁、（一社）発明協会、弁護士会等の関係機関・団体とも交流を図っています。また、受託事業であるイノベータ育成事業にも取り組んでいます。少人数の地域会ゆえ、人的な支援も必要となりますので、本会との連携についても取り組んでいます。

（3）関東会

関東会は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県からなる8つの都県による地域組織です。会員数は8,000名弱、日本弁理士会の中で最大の地域会です。会長をはじめ副会長14名、幹事30名、監査役4名の役員会のもと、各都県やその支援機関でのセミナー、無料相談会、大学、高専、小中高などの教育機関における支援、知財経営支援ネットワークに基づく関係機関との連携による支援事業、各都県の賀詞交換会、会員向け新人歓迎会などを実施しています。7月には千葉県で弁理士の日記念イベント2026を開催しました。受託事業であるイノベータ育成事業にも積極的に取り組んでいます。

（4）選挙管理委員会

選挙管理委員会は、（1）選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補等の届出の受理、役員選挙広報の公示、投票及び開票の管理その他の選挙に関する事務の遂行、（2）開票所立会人及び郵便

投票立会人の選任、当選人の決定その他選挙を実施するのに必要な事項の決定、(3) 選挙権及び被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施にあたって生じた疑義についての決定、(4) 選挙運動の監督を行う委員会です。この会報が発行される頃には2027年度の役員選挙も終わっていると思いますが、公正中立な選挙が行われるよう取り組んでいます。

(5) 弁理士推薦委員会

弁理士推薦委員会は、外部諸団体などに対する弁理士の推薦依頼への対応及び推薦の確認や、裁判所調査官等候補者の選定を行う組織です。裁判所や税関など、外部の他の団体などから弁理士の推薦の依頼を受けた際、会員に対して募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。今年度は特許庁の審判実務者研究会への推薦も行いました。

(6) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、知財の模倣対策に関する調査・研究、関税法等による水際取締りの検討等を目的とする委員会です。今年度も、外部団体への委員派遣、外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供等、水際手続きに関して国内外の税関及び関係団体との交流、情報・意見交換及び集合研修開催等を行う予定です。また、IIPPFのメンバーとしてIIPPFの運営に協力するほか、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）との交流、情報交換等も行っています。出願権利化以外の内容を扱う組織で、弁理士の業務の幅を広げる意味で、非常に重要な委員会です。

(7) 産業標準委員会

産業標準委員会は、産業標準に関する調査、研究、検討や、産業標準にかかるビジネスの企画、研究を行う委員会です。具体的には、経営課題に対して行う標準化提案を含んだコンサルティングの実施に必要な情報の収集、コンサルティングの実施、及び実施による情報の収集、標準規格策定段階及び標準規格策定後における知財戦略の調査及び検討を行います。

また、弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討や産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施、産業標準に関係する諸機関・諸団体への対応、連携、情報交換及びその報告も行います。オープンクローズ戦略、標準必須特許のライセンス交渉など、弁理士業務の幅を出願代理以外にも広げる意味で、非常に重要な委員会です。

(8) 知財活用検討委員会

知財活用検討委員会は、知財の紛争処理を含む知財活用に関する政策提言や調査、研究を行う委員会です。知財訴訟をはじめとする知財活用に関する検討及び提言と、知財訴訟以外の知財紛争処理システム（日本知的財産仲裁センター等の民間ADR機関における仲裁・調停、裁判所における知財調停等）の利用価値の向上を図るための方策の検討及び提言を行っています。今年度は損害賠償についても研究しています。裁判所との関係強化や、仲裁制度の普及にも取り組んでいます。

(9) 知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループ

知財・標準化一体的活用ワーキンググループは、大学等外部への標準に関する講座・セミナーへの講師派遣、標準化に関する研修の拡充、弁理士による知財・標準化を一体的に取り扱う活動の整理、標準化人材登録Directory（STANDirectory）への弁理士の登録を行う組織です。委員には、産業標準委員会の担当副会長経験者及び委員長経験者が就任しています。

(10) イノベーション・産業競争力強化促進ワーキンググループ

イノベーション・産業競争力強化促進ワーキンググループは、経済産業省の産業構造審議会イノベーション・環境分科会開催に伴い、日本の産業競争力・イノベーションを促進するための政策等について検討・提言することを主目的として設置された組織です。イノベーション審議会等の開催に対応した事項・産業競争力に関する事項について、知財制度検討委員会とも連携しつつ、検討を行っています。

3. おわりに

2026年度は北村会長の任期2年目ですので、執行役員会として事業計画の十分な成果を残せるよう尽力しております。残りの任期も少なくなりましたが、引き続き会務へのご協力及びご支援を頂けますよう、お願い申し上げます。

以上



常議員会報告

日本弁理士会常議員　黒　川　　恵

令和8年度常議員会の活動等を報告いたします。

1．常議員会について

日本弁理士会会則に「第8章　常議員会」(第75条から第81条）の規定があり、常議員及び外部常議員により組織され（第75条1項)、下記の事項について審議するとされています（第78条)。常議員は全国9選挙区から選出された60名の会員常議員からなり、外部常議員は2名が選出されています。

(1) 総会に付する議案に関する事項
(2) 総会から委任された事項
(3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
(4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
(5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
(6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
(7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
(8) その他会長が必要と認めた事項

また、分科会規則（会規第13号）により、常議員会には、調整分科会、第1分科会、第2分科会からなる分科会が置かれ（第2条)、全ての常議員及び外部常議員は、分科会のいずれかに属するものとされています（第3条)。当職は、調整分科会および第2分科会に属することとなりました。

2．令和8年度の常議員会の活動

今年度の第1回常議員会は、以下の14の議案を議案とするとの通知のもと、令和8年5月8日に弁理士会館3階会議室及びウェブ会議にて、北村修一郎会長が仮議長となって開催され、井上誠一常議員が議長に選出されました。

次に、井上誠一議長のもと、小澤壯夫常議員及び当職が立候補と採決により副議長に選出されましたが、議事録署名者の選出に際し、定足数を超える立候補がなされました。さらに、その選出方法を議長が提案したことについて異議がありました。選出方法について、会場での挙手またはWEB参加者によるボタン操作の多数決による選出については共通していますが、秘密投票とすべきとの立候補者による選出方法①と、従前どおり公開での採決とすべきとの他の常議員による選出方法②が対立することとなりました。そこで、まずは､2つの常議員案から、会場での挙手またはWEB参加者によるボタン操作の多数決により選出方法②を採択し（この採択方法には異議がありませんでした)、その後、選出方法②に基づいて議事録署名者を選出するという異例の展開となりました。

第1号議案　2026年度執行理事の選任の承認を求める件
第2号議案　2025年度事業報告の承認を求める件
第3号議案　2025年度決算の承認を求める件
第4号議案　2026年度事業計画の承認を求める件
第5号議案　特別会計「受託事業費会計」の設置の承認を求める件
第6号議案　2026年度予算の承認を求める件

第7号議案　会令第33号「例規の公示、通信及び情報提供に関する公示規則」中一部改正の件
第8号議案　会令第34号「弁理士登録等関係規則」中一部改正の件
第9号議案　会令第35号「弁理士法人規則」中一部改正の件
第10号議案　2026年度外部常議員の選任の承認を求める件
第11号議案　2026年度外部監事の選任の承認を求める件
第12号議案　外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件
第13号議案　綱紀委員会外部委員の補充の承認を求める件
第14号議案　常議員会分科会委員の選任の件

上記議案のうち、第1号議案から第12号議案までの議案は令和8年度第1回定時総会の議案であり、上記会則第78条（1）に規定された「総会に付する議案に関する事項」に相当します。

第7号議案は、会報「JPAAジャーナル」について、紙媒体での郵送を無くし、電気通信回線を通じた掲載のみとすることを可能とするためのものであり、特筆すべきものと考えます。

3. 常議員会での審議

井上誠一議長のもと、上程されていた以上の14の議案について、担当副会長による説明と、質疑応答、討論、採決の順で審議されました。

質疑応答は、事前に提出された質問とその回答が担当副会長から読み上げられ、質問者による更問のほか、会場およびWEBからいくつかの質問がなされました。

また、いくつかの議案について討論もなされました。

議事録署名者の選出に時間がかかり、途中で休憩をはさみましたが、議案の審議は順調に進み、すべての議案は出席者の過半数の賛成により承認されました。

令和８年度監事長ご挨拶

日本弁理士会監事長　神　林　恵　美　子

1．はじめに

1993年（平成5年）弁理士登録以来、既に30年余りが過ぎ、その間、PA会初の女性幹事長、PA会初の女性副会長を努め、当然ながら、常議員、執行理事なども歴任してきました。昨年度は監事にご推薦いただき副監事長を務めましたが、本年度は監事長を仰せつかることとなりました。

とは言え、昨年度に副監事長を努めるまでは、監事会が具体的にどのような活動を行っているのかには馴染みはありませんでした。辛うじて、2012年の副会長時代に、自分が担当していた商標関係の案件についての監事会からの質問に対応した程度でした。この記事をお読みの方々にしても、監事会の具体的な活動についてはご存じない方が多いのではないかと思います。そこで、この機会に監事会がどのような活動を行っているのかご紹介したいと思います。

2．監事会の構成

監事会は10名の監事（会員）と、例年2名の外部監事から構成され任期は2年となっています。10名の監事（会員）のうち、半数の5名が毎年交代し、例年は2年目の監事から監事長が選任され、1年目及び2年目の監事から1名ずつ副幹事長が選任されます。

監事（会員）は役員であるため、選挙で選ばれますが、監事について投票選挙が実施されたことは過去数回しかありません。（もしかして1回だけかも知れません。）一方、外部監事は総会で選任されます。

後述の通り、監事会は、執行役員会の会務執行状況を監査しますので、監事（会員）は、副会長などの執行役員会を経験した者が多くなっています。結果として、監事（会員）の平均年齢は高めであり、その分会務経験が豊富です。

外部監事は、監事会の監査が外部の目から見ても適正であることを担保する役割を担う有識者であり、現在の外部監事は、大学教授と企業の元知的財産権部長が就任しています。

3．日本弁理士会の監査

日本弁理士会の監査には、外部監査と内部監査の二種類があり、このうち外部監査は、公認会計士などの監査法人が、財務諸表が適正であるか、会計基準・税法等に合致しているか等の専門的な視点での監査となっています。

監事会が担っているのは、執行役員会の会務執行状況及び地域会の事務執行状況の会務監査と、本会の資産、本会の会計、地域会の会計についての月次決算及び年度決算の監査を内容とする会計監査となっています。

（1）会務監査

月初めに、事務局より前月分の執行役員会議事録が、監事会MLを介して配布され、会則第82条第8項「監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する。」に基づき、各監事は質問・意見を提出します。回答期限は、議事録配布受領日から概ね1週間程度です。監事会は、原則として、毎月最後の月曜日の13時開始となっています。

１ヶ月分の執行役員会議事録はかなりのボリュームですので、その短期間で議事録を精査することは、なかなかのハードワークです。しかしながら、各監事からの質問・意見事項につき事務局及び役員会で、監事会開催日に間に合うよう回答を準備する

ためには致し方のない期限です。

したがって、各監事とも状況は同じと思いますが、事務局から執行役員会議事録が配信されると、配信された議事録をパソコン画面に拡大表示して、各議題を一つ一つチェックしていきます。役員会議事録右端の「会員周知」項目に「電子フォーラム」に掲載となっている議案については、必要に応じて電子フォーラムにアクセスしてその内容を確認したりもします。当然こうした作業は数時間を要します。

そうして、各監事から提出された質問・意見は、10頁程度の一覧表に纏められ、毎月の監事会では、担当副会長から質問・意見に対する回答・説明を受け、案件によっては「会務監査配付資料」という追加資料が開示されます。大抵は、担当副会長から回答・説明の結果、「問題なし」、「よく分かりました」といった結論になります。しかしながら、時にはさらなる疑問の声が上がる場合もあります。

なお、昨年度までは、監事会の当日に会場で配布される資料はすべて紙媒体でしたが、今年度は、150頁以上となる「会務監査配付資料」については、紙媒体での配布はやめて、ipadで閲覧する電子媒体に変更しました。

（2）会計監査

会務監査が終了すると、引き続き会計監査に入ります。会計監査は、財務担当の副会長より、収支計算書、貸借対照表等の決算書類等に基づき内容等が説明されます。普段はお目にかからないような桁数の数字が並ぶ書類に最初は戸惑いました。日本弁理士会の1ヶ月間のお金の出入りのすべてをチェックすることは現実的ではありませんので、特に大きな支出項目の確認、「一般会計」と「研修事業費」の収支計算書と貸借対照表の確認のみ行います。その後は突合監査として、各監事それぞれに毎月の会計帳簿と証書類（会計伝票、証憑書類）等の突合せが割り振られます。

正直、会計監査については、その場で説明されても、中々全体像をつかみにくいのが現状です。とは言え、突出して大きな支出項目だけでもチェックすることにより、監事会の会計監査もある程度機能していると信じます。

4. 終わりに

（1）監査の意義

上述の通り、監事会での会務監査において、疑問の声や異論が挙がる場合があります。しかしながら、異論が挙がっても、前月分の議事に関わる話ですので、その議事に係るイベントは既に開催済みということで、役員会による執行を取り消したり覆したりすることは、監事会はできません。例えば、ある海外イベントに会長あるいは副会長を派遣することの妥当性に疑問を呈しても、既に派遣済みということもあります。

それでは、一体何のための監査なのか、という話になりますが、監事会が声を上げることにより、同様の次回の海外イベントには会長・副会長以外を派遣する、など、監事会による監査がある故に、執行役員会も会務の執行に良い意味で慎重になるという効果はあると思います。

実際、昨年度の監事会で、ある海外団体のイベントに副会長を派遣した議案につき、私は副会長を派遣する意味があるのか、と疑問の声を上げました。既にそのイベントに副会長が派遣された後でしたが、実際にイベントに参加した結果、役員会では派遣者は副会長でなくとも良かったという結論になったようで、今年度の同じイベントには副会長ではなく国際活動センター長が派遣されました。もっとも、昨年度派遣された副会長が今年度は国際活動センター長に就任していたため、役職が異なる同一人が二年続けて派遣されたという笑い話のような結果になりましたが。

（2）今年度の監事会

6月29日に今年度の第1回の監事会が開催され、会務監査及び会計監査を行いました。研修所所長を経験した1年目のある監事は、その経験上セミナー関係の議案が気になるようでした。かくいう自分も、副会長時代は国際活動センターを担当しましたので、海外団体へのイベント派遣の議案が気になります。

各監事はそれぞれ異なる分野での経験を積んできた方々ですので、外部監事を含めた12名の監事全員がそれぞれの得意分野で力を発揮すれば、漏れのない会務監査を遂行できるものと期待しております。今年度は、楽しく和気藹々と監事会を運営しつつ、厳しくおおらかに会務監査を遂行する所存です。

日本弁理士会研修所の活動について

日本弁理士会研修所　所長　太 田 昌 孝

1. ご挨拶

令和8年度においても日本弁理士会研修所所長を務めております、弁理士春秋会の太田昌孝です。日本弁理士クラブの会員の皆様には、日頃より研修所の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

令和8年度の日本弁理士会研修所の活動についてご報告いたします。

2. 継続研修

長きに亘った新型コロナ感染症も終息しました。コロナ禍に突貫工事で開始したライブ配信研修も、大きな問題を生じさせることなく運用することができるようになっています。ライブ配信研修による利点として、PC等があれば受講することができ、研修受講のための移動時間を削減できるという点が挙げられます。新型コロナ感染症が終息した今であっても、その利点を享受したいというニーズを受け、ライブ配信研修を積極的に実施しています。そうは言っても、リアルでの研修のニーズもあり、現在では、リアルでの集合研修、ライブ配信研修、リアルとライブ配信とを同時に行うハイブリッド研修の3態様で研修を実施しています。

皆様ご承知のとおり、弁理士は継続研修の受講等により5年間のうちに70単位を取得しなければなりません。今年度は、Dグループの最終年度にあたります。集合研修のみならず、eラーニング研修のコンテンツも充実させておりますので、Dグループの会員の皆様におかれましては、今年度中に規定時間の研修受講を完了するようにお願いいたします。

継続研修のテーマは、研修所の継続研修企画運営部において運営委員が中心となって選定しています。しかし、運営委員以外の会員による持ち込み企画も大歓迎です。良い研修テーマがございましたら、是非とも企画書をご提出いただけると幸いです。

3. 倫理研修

今年度中に倫理研修を受講する必要のある会員は、Dグループの会員です。5時間のeラーニング研修と、5時間の集合研修、合計10時間の倫理研修を受講しなければなりません。今年度も、例年同様に、集合研修は、リアル集合研修とライブ配信研修を併用して実施します。年度末が近くなると混み合いますので、なるべく早めに受講することをお勧めいたします。

倫理研修の見直しのためのプロジェクトチームにおいて、倫理研修の見直しについての議論を進めてまいりました。昨今のハラスメントに関する苦情件数等の増加に鑑み、倫理研修において、ハラスメントに関する知識や対応方法を学ぶためのハラスメント研修を実施することにしました。すでに、会員の皆様へは弁理士会から案内が届いていると思いますが、倫理研修の集合研修を従来の5時間から6時間に、eラーニング研修を5時間から4時間に変更し、6時間の集合研修にハラスメントに関する研修を組み込むことになります。令和10年度から新しい倫理研修がスタートし、Aグループの会員から新しい倫理研修を受講いただく予定としています。eラーニングのコンテンツも新しくなりますので、可能であれば、eラーニング研修も新しいコンテンツのものを令和10年4月以降に受講いただけるとありがたいです。

新しい倫理研修の詳細については、現在検討を進めているところではありますが、会員の皆様からも

ご意見がございましたら、お気軽にご連絡ください。新しい倫理研修の詳細については適時に周知していきますので、そちらをご確認いただけると幸いです。

4. 能力担保研修

特定侵害訴訟代理試験を受験するために能力担保研修を受講する必要があります。今年度の能力担保研修は、例年通り、特許庁、日本弁護士連合会等にご協力いただきながら実施しております。

能力担保研修の受講者数や特定侵害訴訟代理試験の受験者数が、年々減少傾向にあります。特定侵害訴訟代理試験に合格し、付記登録を受けたとしても、日本における訴訟件数が少ないこともあり、係争案件に携わることのない弁理士も少なくありません。しかしながら、普段、権利化業務をメインに行っている方であっても、能力担保研修を受講することで、また特定侵害訴訟代理試験に合格し付記登録を受けることで、ご自分の仕事の成果として権利化された特許等が、係争の場面においてどのように活用されるのかのイメージを描きやすくなると思います。それだけでも、出願（権利化）の仕事をする上で役に立つと思います。

少しでもご興味があれば、能力担保研修の受講をご検討いただけると幸いです。

5. 実務修習

弁理士試験合格者等を対象とした実務修習は、今年度もライブ配信により実施する予定です。昨年度、実務修習を受講する修習生の起案の提出のデジタル化、提出された起案の電子データを講師に送るなど、デジタル化を進めました。特段にトラブルが生じることなく実務修習を行うことができました。今後も、実務修習の申込やテキスト等のデジタル化に向けた検討も進めていきます。

なお、実務修習の修了式は、前年同様に、東京、大阪､名古屋でリアル開催の方向で企画しています。

6. その他の研修

弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミー、付記弁理士向け研修など、演習形式なども織り交ぜた研修についても、リアルでのメリット、ライブ配信でのメリット等も考慮しながら、受講生のニーズに対応して実施しています。

7. 研修システムの再構築

令和10年度から開始予定の新しい倫理研修に向けて、研修システムの再構築を進めています。この記事の執筆段階では、新しい研修システムの要件定義を詰めているところです。ユーザであり、研修を受講する会員にとって利便性のよいシステムを構築できるよう、研修所として日々検討をしています。

新しい研修システムにおいては、会員の皆様が受講したい研修内容、研修形態（集合、ライブ配信など）等の検索がやりやすくなるようにするなど、細かいところにまで気を配って検討しています。現状の研修システムにおけるちょっとした改善点など、お気づきの点がございましたら、研修所までご意見をお寄せいただけると助かります。

8. 最後に

以上、研修所の報告となります。主に会員向けの研修を運営する研修所においては、会員の先生方により良い研修を提供できるように、かつ会員の先生方の研修受講の利便性を高めるように、日々検討をしております。引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

以上

中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所副所長　紺　野　昭　男

1．はじめに

中央知的財産研究所（中央知財研）は、日本弁理士会の附属機関として平成8年に設置され、以来、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」（日本弁理士会会令第27号第2条）を目的として活動しています。

当研究所の特色は、知的財産分野で活躍する学者・弁護士などの外部研究員と、本会会員である内部研究員が協働して研究を行うことにより、学術的視点と実務的視点を融合した研究成果を生み出している点にあります。

令和7年度から令和8年度にかけての中央知財研の研究活動について報告いたします。

2．主任研究員 高林龍先生のご退任

令和8年度の中央知財研における大きな出来事として、長年にわたり特許関連の研究部会の主任研究員を務められた早稲田大学名誉教授　高林龍先生が、このたび主任研究員をご退任されることとなりました。

高林先生は、初代主任研究員である中山信弘先生の後を継いで主任研究員に就任され、平成12年度に開始された「均等論について」を皮切りに、クレーム解釈、損害賠償論、進歩性、明細書、イノベーションにおける特許の保護対象、技術情報の活用方策など、特許法の重要論点を中心とする数多くの研究テーマを主導され、長年にわたり中央知財研の研究部会を牽引してこられました。卓越した学識と豊富なご経験に基づき、中央知財研の研究活動の発展に多大なご貢献をいただきました。

高林先生の下で取りまとめられた研究成果は、「別冊パテント」をはじめとして広く知的財産実務及び学術研究に還元され、知的財産制度の発展に大きく寄与してきました。長年にわたり中央知財研の発展にご尽力いただきましたことに、心より敬意と感謝の意を表したと思います。

3．研究活動

中央知財研では、研究テーマ毎に研究部会を4つ設置しています。それぞれ研究テーマとその活動内容をご紹介します。

(1)「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは―権利成立段階と権利成立後の両面から―」

高林先生が主任研究員を務められた最後の研究部会です。本研究部会では、特許制度の根幹をなすクレーム及び明細書の在り方に着目し、医薬・バイオ分野やAI技術の進展に伴う新たな技術にも対応したクレームや明細書の記載、補正・分割の在り方について、権利成立段階と権利成立後の双方の観点から実務的・理論的な検討が行われました。現在、研究成果を取りまとめる報告書論文の執筆が進められており、「別冊パテント」において公表される予定です。理論と実務の双方の視点から体系的に考察したものとして、会員をはじめとする知財実務家に広く参照されることが期待されます。

(2)「特殊なクレームの特許をめぐる諸問題」

主として関西在住の研究員で構成される研究部会

です。前研究部会「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方―更なる研究―」の後継部会として、令和7年12月に発足し、早稲田大学法学学術院教授　鈴木將文先生に引き続き主任研究員をお願いし研究を進めております。機能的クレーム、PBPクレーム、用途発明、数値限定発明、パラメータ発明など、多様なクレームが実務で用いられておりますが、特許要件の判断や特許発明の技術的範囲の認定など、新たな課題が生じています。本研究部会では、こうした特殊なクレームをめぐる諸問題について、裁判例や審査実務も踏まえながら、理論と実務の双方の視点から研究を進めています。

(3)「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」

早稲田大学法学学術院教授　上野達弘先生を主任研究員とする本研究部会では、中央知財研が永年にわたり取り組んできた標識法研究の成果を踏まえつつ、商標法を中心に、不正競争防止法や意匠法なども視野に入れ、知的財産法上の現代的課題について研究を行いました。AIやメタバースなどの技術革新に伴い生じる新たな法的課題にも対応するため、複数の法域にわたる横断的な視点から検討を進めました。研究部会としての活動は既に終了し、現在は報告書論文の取りまとめを終え、「別冊パテント」の発行を待つ段階となっています。

(4)「知財と経済―技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯―」

主任研究員を成城大学社会イノベーション学部教授　岡田羊祐先生とする本研究部会では、これまで中央知財研が「知的財産と経済」部会において積み重ねてきた研究成果を発展させ、技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯をテーマとして研究を行いました。デジタル技術の高度化や電子商取引のグローバル化を背景に、巨大プラットフォームをめぐる競争政策上の課題や知的財産制度との関係について、知財法と競争法、そして経済学の複数の視点から検討を進るユニークな研究がおこなわれました。研究部会としての活動は既に終了し、現在は報告書論文の取りまとめを進めており、「別冊パテント」の発行に向けた最終段階にあります。

4. 研究成果の発表

研究成果は、報告書論文集である別冊パテントによる公表に加え、「会員向け研究発表会」及び「公開フォーラム」を開催し、会員への研究成果の還元にも努めています。

(1) 会員向け研究発表会の実施

令和8年2月に、「知財政策と競争政策／法学と経済学の視点からの特許制度をめぐる対話―標準必須特許問題を素材として―」をテーマとして会員向け研究発表会を開催しました。

本発表会では、「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方―更なる研究―」研究部会の主任研究員である鈴木將文先生と、「知財と経済―技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯―」研究部会の主任研究員である岡田羊祐先生が、それぞれ法学及び経済学の視点から標準必須特許問題をテーマに講演を行い、さらにディスカッションが行われました。法学・経済学・実務の各視点から活発な議論が行われ、会員に対する研究成果の発信及び知的財産制度をめぐる理解の深化に資する機会となりました。

(2) 公開フォーラムの実施

令和8年3月に大阪及び東京において、「激論　こんなクレームでいいの？―適切な権利の保護範囲を示すクレームを探る―」をテーマとして公開フォーラムを開催しました。新型コロナウイルス感染症の流行後、東京・大阪の2会場でリアルに開催したのは今回が初めてとなりました。

本フォーラムでは、高林龍主任研究員が総合司会を務められ、「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは―権利成立段階と権利成立後の両面から―」研究部会における検討成果を踏まえ、学識経験者、弁護士、弁理士及び元裁判官が、クレーム及び明細書の記載の在り方や補正・分割出願などをめぐる諸課題について、多角的

な視点から活発な議論を行いました。大阪・東京の両会場には多数の参加者を得て、講演及びパネルディスカッションでは活発な議論が展開されました。

5. 終わりに

中央知的財産研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的・実務的な研究を推進するとともに、その成果を広く社会に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の活動の充実及び社会への貢献に努めてまいります。

一方、研究成果を収録した「別冊パテント」が電子化されたことにより、会員が研究成果に触れる機会が従来に比べて減少し、閲覧数が伸び悩んでいることも課題となっています。今後は、研究成果の発信方法や周知の在り方について工夫を重ね、より多くの会員に活用される「別冊パテント」となるよう取り組んでまいります。

今後とも、中央知的財産研究所の活動に対し、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



知的財産支援センターの活動

知的財産支援センター　副センター長　高　城　貞　晶

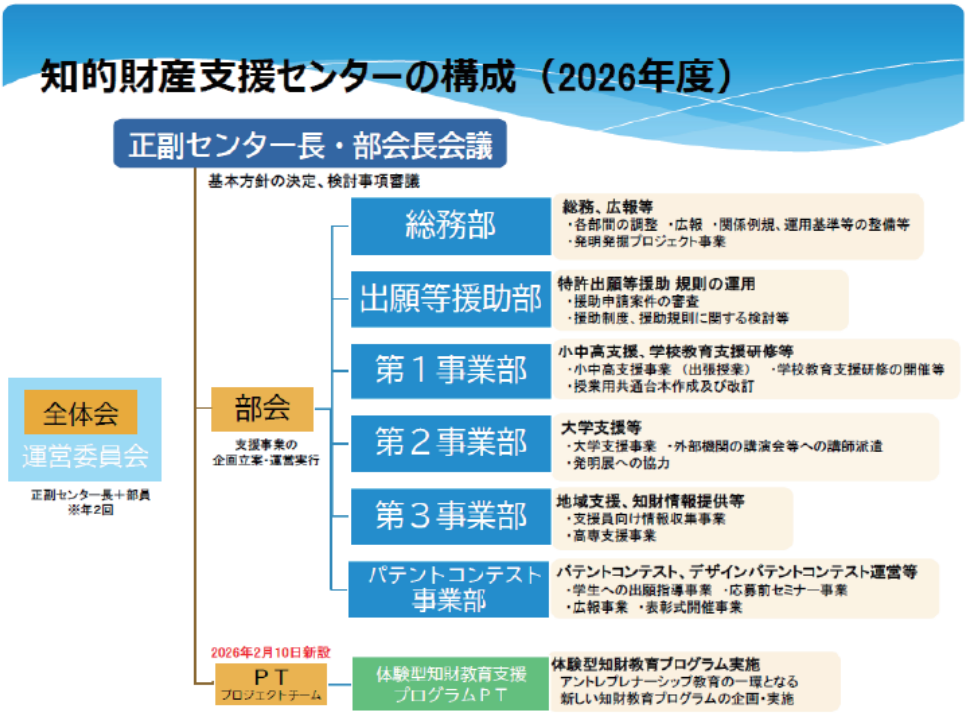
1. はじめに

知的財産支援センター（以下､支援センター）は、知的創造活動並びに内外国の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的とする附属機関であり、以下の支援事業を行っております。

一　知的創造活動の奨励及びその成果の発掘
二　知的財産権の取得及び活用の振興
三　知的財産権の取得及び活用に関する啓発、教育、指導、相談並びに情報提供
四　その他知的財産権制度の発展に必要と認められる事業

2. 支援センターの組織

2026年度の組織は以下のとおりです。



3. 発明発掘プロジェクト

数年前に始まりました発明発掘プロジェクトは、2025年に行われました大阪・関西万博に関する事業で得られたネットワークやノウハウを、単年の成果にとどめずに今後の発展につなげ、特に、次世代を担う若者たちにその経験を還元して、未来のイノベーションを育む土壌を整えるために、技術体験を通じて知的財産権について学び、弁理士という職業への理解を深め、文部科学省が推進する「アントレプレナーシップ教育」を実践できる場を提供するべく、昨年度に「体験型知財教育支援プログラムプロジェクトチーム」が立ち上がりました。このプロジェクトチームでは教育メニューを開発し、実施する予定です。

高専機構との間の新たな事業であり、高専機構が関与する6つのコンテストについて、高専機構から推薦された優秀な作品に関して、新規性喪失の例外を受けて特許権を取得するプロジェクトです。まだ始まったばかりの事業ですが、弁理士の関与のもとに発明をブラッシュアップすることができますので、高水準で特許に至ることが予想されます。始まったばかりにもかかわらず既に2件の特許権が成立しており、今後その数は増えていくことと思われます。学生のうちに権利化の現場に携わる経験は、学生が社会に出た後に、きっと知財の裾野を広げる結果に結びつくでしょう。

4. 支援センター員の適性

小中高高専大学は全国各地にございますので、支援センターの活動範囲は全国になります。地域会でできることは地域会にお願いすることを基本姿勢としておりますが、それでも支援センターのメンバーはあちこちを訪問します。支援センター員も全国から集まっておりますので、基本的には訪問先に地理的に近いメンバーが選ばれることになりますが、支援センター員は基本的にはおでかけ好きな方に適しています。

約100人を数える支援センター員はそれぞれが児童、生徒、学生と触れ合います。子供たちが好きな方でしたら、支援センター員になる適性はバッチリです。子供たちにいかに知財の世界を知ってもらえるかを考えることは、日常の仕事にも役に立つこと請け合いです。日弁の皆様もどうぞ支援センターの活動を応援ください。



知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長　井　上　佳　知

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知的財産経営をワンストップで支援することを目的とし、知的財産経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立9年目を迎える組織です。3つの事業部を柱に、各事業部間で知見の相互活用や、統合的事業の実行を図っています。

知的財産経営センターでは、設立当初から、企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知的財産経営）や、知的財産の価値評価に関連する様々な事業を行っています。本年度も、スタートアップ企業や中小企業における知的財産経営支援や知財価値評価の普及などを通じて、知的財産が企業経営に資する財産であることを、世の中に広く知らしめていきたいと考えています。

2. 本年度の重点事業

本年度事業における5つの柱は以下の通りです。

(1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
(4) 常務会による総務活動の充実化
(5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

3. 事業概要（各論）

(1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化

1) 弁理士知財キャラバン事業の充実化

弁理士知財キャラバン事業（知的財産経営コンサルティング）を実行することによって、スタートアップ企業・中小企業における知的財産経営を支援しています。弁理士知財キャラバンにはオブザーバー制度が設けられており、知的財産経営コンサルティングの現場を通じて、OJTによる会員のスキルアップを図っています。昨年度、日本弁理士会が掲げる「知的財産経営」の定義が策定されています。

また、事業承継に特化した「事業承継支援版」弁理士知財キャラバン事業を実施しており、これまで事業承継に際して見落とされがちであった知的資産の定性的評価を提供しています。

本事業によって、省庁や中小企業支援機構等などの外部団体からの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を行っています。

今年度「特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会・中小企業庁の5者」による「知財経営支援ネットワーク」において、スタートアップ企業・中小企業に対して具体的な支援を提供するためのアクションプランが策定される予定です。アクションプランにおいては、中小企業庁・日本商工会議所と連携して、各地域の中小企業やスタートアップ企業等の知的財産経営支援を強化・充実化させていくことが予定されています。知的財産経営センターは、全国の地域会とも連携をして、この知財経営支援ネットワークに関する様々な事業に携わっています。

2) ビジネスプランコンテスト

知的財産経営センターでは、ビジネスプランコンテストを通じて、スタートアップ企業を支援しています。また、ビジネスプランコンテストの入賞者には、知的財産経営センターにこれまで蓄積されてきた支援スキルやメニュー（弁

理士知財キャラバンなど）を駆使して、スタートアップ企業を知財面からサポートしています。

(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

1) 知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上

知的財産経営センターでは、経済産業省主催の知的資産経営WEEKへの参加イベントとして、知的財産活用表彰を実施しています。

知的財産活用表彰では、受賞企業にスポットライトを当てることで、企業における知財活用の促進を図ると共に、知的財産活用表彰の広報の充実化を図ることで、日本弁理士会のプレゼンスの向上を図っています。知的財産活用表彰への応募には弁理士の推薦が必要となっており、積極的な推薦をお待ちしております。

2) 会員が関与する知財活用の活性化

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進しています。

また、知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組んでいます。

(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

1) 会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み

知的財産経営センターでは、知的財産経営コンサルティング研修の充実化と、知的財産経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知的財産経営コンサルに関する基礎的能力を向上させ、知的財産経営コンサルタントの育成を図っています。今年度、弁理士が知的財産経営コンサルタントとして活躍することが期待されており、知的財産経営コンサルタント育成を重要事業の1つに位置づけています。

2) 会員の知財価値評価スキルの向上、及び、知財価値評価の普及のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財価値評価研修や、知財価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財価値評価に関する基礎的能力の向上を図っています。また、知財価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成にも努めています。さらに、知財価値評価を組み込んだ知的財産経営コンサルティングなど、知財価値評価の対外的な事業を試みることで、弁理士による知財価値評価の普及を図っています。

(4) 総務活動の充実化及び一元化

総務活動を常務会に一元化することにより、効率性、統合性を確保しています。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組んでいます。

(5) その他

1) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

知的財産経営センターでは、外的な事業を実行するために必要なプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

・ディープテック資金調達PT
・企業価値担保権PT
・知財活用評価PT
・知財活用塾PT

PTを通じて、外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行うことが可能となっています。

また、知的財産経営センターでは、本センターの事業活動に資する研究を行うためのプロジェクトチームを必要に応じて設置し、その研究結果を事業部にフィードバックすることで、本センターの将来の事業活動に資することが期待されます。

2) 知財価値評価評価人の選考

裁判所のみならず行政・民間企業からも、知的財産の金銭的価値を評価する評価人の推薦依頼を受けています。知的財産経営センター（評価人選考員会）では、依頼を受けて、事案に応じて適切な評価人を選考し、推薦しています。

3) 知財ビジネス報告書事業への対応

知的財産経営センター（知財ビジネス報告書対応WG）では、特許庁が実施している知財ビジネス報告書事業について必要な対応をしています。

以上

国際活動センターの活動について

国際活動センター　センター長　高　橋　雅　和

1．はじめに

このたび、令和8年度日本弁理士会国際活動センター長を拝命いたしました。日本弁理士クラブの先生方におかれましては、平素より日本弁理士会の会務、各種委員会活動、地域会活動、そして国際活動に多大なるご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

知的財産を取り巻く環境は、国境を越えて急速に変化しております。国際活動センターは、こうした状況の下で、日本弁理士会の国際活動を継続的かつ統一的に行うための附属機関として活動しております。外国の法改正、制度改正、審査・審判実務、判例、国際機関の議論などを収集し、会員に還元するとともに、日本の知的財産制度や弁理士制度に関する情報を海外へ発信することが、当センターの重要な使命です。また、海外の知財関係団体、政府機関、国際機関との交流を通じて、弁理士の立場から意見を述べ、相互理解を深めることも大切な役割です。本稿では、今年度の国際活動センターの組織と主な活動方針についてご報告いたします。

2．組織

今年度の国際活動センターは、担当役員、正副センター長やPG長から構成される企画政策会議を中心として、外国情報部、日本情報発信部、国際政策研究部の三部を設け、これに各交流事業・国際会議ごとの多くのプロジェクトグループを組み合わせて運営してまいります。

外国情報部は、米州、欧州、アジアを中心とする外国の最新知財情報を収集・分析し、会員向けセミナー等を通じて還元する役割を担います。外国制度の改正や運用変更は、外内・内外のいずれの業務にも影響し得るため、情報を単に集めるだけでなく、弁理士実務にどのような意味を持つのかを意識した発信を目指します。

日本情報発信部は、日本の知的財産制度及び日本弁理士会の活動を海外へ発信する部門です。英文ホームページの更新、英文情報の整備、海外派遣時の発表支援などを通じて、日本の制度や実務の正確な理解を海外に広げることを目的とします。海外のユーザーや代理人団体に対し、日本に出願し、また日本の弁理士を活用する意義を伝えることは、わが国の知財制度の信頼性向上にもつながります。

国際政策研究部は、WIPO、EPO、EUIPO、WCO（世界税関機構）等における制度改正や国際的議論の動向を調査し、必要に応じて日本弁理士会としての意見形成に資する検討を行います。特許、意匠、商標、地理的表示、模倣品対策など、分野横断的な課題について、関係委員会と連携しながら、会員及びユーザーの利益を踏まえた活動を進めます。

プロジェクトグループは、個別の海外団体との交流事業や国際会議への対応を実務的に担う単位です。各PGでは、相手方団体との連絡調整、会合の企画、発表資料の作成、派遣者間の準備、会合後の報告、会員向けの情報還元などを行います。国際活動センターの活動は多岐にわたるため、各PGがそれぞれの専門性と継続的な人的ネットワークを活かして活動することにより、機動的かつ実効的な国際対応が可能となっています。

3. 今年度の活動

今年度の活動は､大きく四つの柱に整理できます。第一に、外国知財情報の収集と会員への提供です。外国情報部では、米州、欧州、アジアの各地域について、法改正、審査実務、裁判例、政策動向等を継続的に調査し、セミナーや会員向け情報提供を行います。会員還元の新たな展開として、パテント誌のコラムにおいて現在WIPOの国際会議における話題の事項等を紹介する取り組みも行いました。これまで以上に、収集した情報や今後影響のある事項について、会員還元を強化したいと考えております。

第二に､日本の知財情報の海外発信です。英文ホームページの整備、海外団体との会合、国際会議での発表等を通じて､日本の特許､意匠､商標制度の特徴、日本弁理士の専門性、近時の制度改正や実務運用を海外に伝えます。単なる広報にとどまらず､海外ユーザーが日本制度を理解し、日本への出願や日本弁理士の活用を前向きに検討できるよう、具体的かつ分かりやすい情報発信を進めます。昨年から、海外へのセミナー提供についてはウェビナーの提供を強化しており、派遣型以外の発信の強化をしています。

第三に、二国間・地域間の交流です。米州関係では、AIPLA（アメリカ知的財産法協会）代表団との東京・大阪会合やABA－IPL年次会合への参加を行ったほか、AIPLA年次会合に伴うプレミーティング及びUSPTOとの意見交換、IPO（米国知的財産権者協会）年次大会への参加などを予定しています。日韓関係では韓国弁理士会との交流、日中関係では中華全国専利代理師協会及び中華商標協会との交流を通じ、近隣諸国の制度運用や実務上の課題について率直な意見交換を行います。欧州関係では、CIPA（イギリス弁理士会)、CNCPI（フランス弁理士会）等の知財団体に加え、EPO、EUIPOとの交流を継続し、欧州特許・商標・意匠実務に関する最新情報を会員へ還元します。

第四に、国際機関等における議論への関与です。WIPOにおける特許法常設委員会（SCP)、PCT作業部会、商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT)、マドリッド制度、ハーグ制度に関する会合へ代表を派遣し、特許・意匠・商標の国際制度に関する議論を把握するとともに、必要に応じて日本のユーザー及び代理人の立場から意見を述べてまいります。また、欧州特許庁常設諮問委員会（SACEPO）及びその関連会合においては、EPOの審査品質、手続のデジタル化、制度運用等について、日本のユーザーにとって利用しやすい欧州特許制度となるよう、会員から収集した意見を踏まえて発信してまいります。さらに、WCOにおける模倣品・海賊版対策関係の会合や途上国税関職員向けワークショップ等にも対応し、水際対策における弁理士の役割の周知と関係構築を進めております。WIPO　GREENを含む周知活動を通じ、環境技術の活用促進にも取り組みます。これらの議論への関与は、国際活動センター単独ではなく、各種実務系委員会とのリエゾンを介しながら協力して進めており、弁理士会全体として一貫した主張ができるように調整を行っております。

4. 結び

国際活動センターの活動は、会合に先立つ論点整理、資料作成、翻訳、相手方団体との調整、会合後の情報共有、セミナー化、関係委員会との連携など、多くの地道な作業の積み重ねであり、センター員、関係委員会、地域会、事務局の皆様のご尽力に支えられて、活動が成り立っています。また、昨今は国際情勢の変化が非常に激しく、年度内においても数ヶ月単位で環境が変わってしまうことがあります。そこで、役員会との連絡も密にして、柔軟かつ臨機応変に対応できるように組織運営しております。そして、日本弁理士クラブの先生方には、これまでも多くの場面で日本弁理士会のこれら国際活動を支えていただいております。皆様には改めて深くお礼申し上げるとともに、今後とも、国際活動センターの活動に対し、ご意見、ご助言、そして積極的なご参画を賜りますようお願い申し上げ、活動報告とさせていただきます。

以上



広報センター活動について

広報センター副センター長　羽　鳥　　亘

（1）本年度の活動基本方針について

本年度、広報センターは、下記2点を基本方針として活動しております。

① 知的財産の保護および弁理士業務に関する広報活動を、継続的かつ統一的に実施する。

② 知的財産制度の発展に寄与することを目的として、弁理士の認知度向上につながる広報戦略および本年度執行部の事業計画に基づき、各種事業を実施する。

（2）本年度の重点事業について

本年度の広報センター重点事業として、下記3点を掲げて各部会にて具体的な活動を行っております。

① 弁理士の職業認知度向上

弁理士の認知度向上を目的とし、R5年度には弁理士の名称認知度に加え、職業認知度の向上を重視した広報戦略を実施してきましたが、R8年度においても引き続き、弁理士の職業内容に対する理解度の向上を図るとともに、各地域会の実情や時代背景を踏まえ、費用対効果を重視した施策の検討を行います。

また、R7年度に検討した、会内活動のうち外部に向けて発信すべき情報をタイムリーかつ適切な方法で広報するための仕組みを実行に移します。

その一環として、SNS（X、note等）を活用した会務情報の発信や、記者向け広報を通じたメディアへの情報提供を行い、弁理士および弁理士会の認知度向上を図ります。

さらに、日本弁理士会が展示会へ出展することにより弁理士の認知度向上を図るとともに、展示会出展に関するノウハウの蓄積や、出展効果の検証・検討を行います。

② 知財普及活動

子ども向けの広報活動を継続的に実施します。R8年度においては、「おしごとはくぶつかん」への継続的な掲載および、幼児・児童向け職業体験施設への出展に関する広報について、引き続き企画・検討を行います。

③ 既存事業の実行と見直し

広報戦略に基づく事業とは別に、会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトーニー」の発行、ノベルティグッズの制作等、継続すべき既存事業についても引き続き実施していきます。

また、各地域会や他機関の要請に応じた広報ツールの作成についても、継続して対応していきます。

さらに、コンテンツ東京をはじめとする展示会への出展については、専門委員会の活動をバックアップしながら進め、特に、コンテンツ東京のように複数の専門委員会が関与する展示会については、引き続き広報センターが主体となって対応して行きます。一方、単独の専門委員会が関与する展示会については、当該専門委員会が主体的に対応し、広報センターは後方支援に徹します。

（3）各事業部の活動内容について

（ｉ）総務部

本センターの運営及び活動全体の事務的な管理、本会会員に向けた情報の提供及び管理、その他の付随する事項を行っています。

昨年度から、弁理士会ウェブページの「クリエ

イターの皆様へ」を作成し、また、広報センター内部に眠っているコンテンツの見える化について､具体的な運用方法を確定し､運用しています。

（ⅱ）第1事業部

各種媒体広告、その他のイベントを活用した広報に関する事項、弁理士制度及び知的財産制度の認知度向上を目的とした広報に関する事項、その他の付随する事項を担当しています。

特に、日本弁理士会のマスコットキャラクターであるはっぴょんの知名度を向上させることにより、弁理士の知名度を向上させる事業を担当しています。

一例として、日本弁理士会主催の各種イベントへはっぴょん着ぐるみを出張させており、また、はっぴょんを、周知させるための各種グッズ（のぼり、たすき、はっぴょんと弁理士会との関係を周知するPRチラシ）を作成しています。

昨年度は、日本弁理士会が主催・共催等するセミナー・シンポジウム等のイベント等で使用する「はっぴょん人形」を製作し、日本弁理士会の各地域会の受付けに配置しました。

（ⅲ）第2事業部

記者会見、その他マスメディアを活用する広報に関する事項新聞記者、その他マスコミに対して、日本弁理士会、知的財産に対する情報を提供すると共に、良好な信頼関係を構築する活動をしています。

また、全世代オールターゲットにおける、弁理士の認知向上（特に、認知度が低い20代30代ビジネス層を主ターゲットとする)を､主にマスメディアを通じた手法により実施してます。

昨年度、広報センターへの諮問事項として､「会内の活動のうち、外部に向けて発信すべきコンテンツを、タイムリーにキャッチし、適切な方法で広報するための仕組み作りの検討及び実行」が出され、具体的には、北村会長から､「弁理士会内に埋もれている各委員会等の情報も含め、会員及び外部に向けて情報発信できるものに関して、迅速かつ慎重に情報発信を行い方策に関し、新たな提案・仕組み作りを広報センターで行って貰いたい」との意向を受けて、この仕組みに関する実行を、第2事業部で担当しています。

具体的には、弁理士会が外部において開催したイベント等を外部ライター等に依頼し、直接取材若しくは電話等で会員にインタビューを行い、A4：2枚程度の文章を作成し、配信記事として昨年度新設した弁理士会公式Xやnoteで、会員及び外部に向けて情報発信を行っています。

（ⅳ）第3事業部

広報誌「パテント・アトーニー」の発行を担当してます。

本広報誌は、一般の人（特に中小企業関係者）に日本弁理士会の活動、弁理士の仕事、知的財産権等について広く周知するもので､年4回発行（季刊）していきます。本年度は、紙面刷新について検討し実施していきます。

また、各法の内容や活用法に関する、冊子・パンフレット等を作成しています。

この内､「はっぴょん通信（ポスター)」は､小・中・高校生に対する知的財産権制度の啓発を図ることを目的に作成し、発行しています。

（ⅴ）会誌編集部

会誌「パテント」の企画及び編集を担当してます。

また、利用者の効率的な個別記事のアクセスを図り、パテント誌の利用度及び利便性の向上を図るため､「パテント目録検索システム」の改修を行っています。具体的には、公開日時機能と、先行公開用URL生成機能と、を追加し、パテント誌の案内メールから最新号の個別記事を直接ダウンロード可能にし、最新号の個別記事の新たなダウンロード用ページを作成します。

現状の電子フォーラムの格納されているパテント誌に対するアクセス数が月平均3000程度なので、新たに個別記事に対するアクセス数として月平均1000以上を目標としています。

尚、上記改修に当たっては、役員会や中央知財研（別冊パテント発行元）等、他機関（中央知財研）の意見を伺いながら進めていく予定です。

（vi）「コンテンツ東京2026」PT

スタートアップ企業やベンチャー企業にとって「コンテンツ」「デザイン経営戦略」が必要不可欠で、意匠・商標・著作権・不正競争防止を総合的に活用する事の重要性及び、知的財産全般に関する専門家である弁理士を活用することの重要性をPRする事、を目的に出展しています。この展示会の中で、若手会員に講演チャンスを与えるため、意匠委員会・商標委　員会・著作権委員会・不正競争防止法委員会、特許委員会から、若手会員をミニセミナー講師として多数選出して頂き、切れ目なく連続してセミナーを開催しています。

以上



日本弁理士政治連盟の活動について

日本弁理士政治連盟　会長　福　田　伸　一

1．はじめに

日本弁理士政治連盟会長の福田です。会員の皆様には、日頃より当連盟の活動にご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の日弁会報への寄稿から一年が経過しました。この一年も、政治、経済、そして知的財産を取り巻く環境は大きく変化しました。

本年2月には衆議院総選挙が行われ、高市早苗総理大臣率いる自由民主党が大きく議席を伸ばし、安定した政権基盤が形成されました。政権の安定は、中長期的な政策形成を進める上で重要な意味を持ち、知的財産政策についても継続的かつ着実な議論が期待されるところです。

知的財産政策の面でも、本年は大きな節目の年となりました。第7期科学技術・イノベーション基本計画では、研究成果の社会実装や知的財産の戦略的活用が重要な柱として位置付けられ、知的財産推進計画2026においても、イノベーションを支える制度基盤の強化や知的財産制度の不断の見直しが掲げられています。また、今国会で成立予定の改正種苗法は農林水産分野における知的財産の重要性を改めて示すものであり、知的財産政策が産業政策全体へと広がりつつあることを象徴する出来事であると考えています。

さらに、本年7月1日に開催された「弁理士の日記念祝賀会」では、高市内閣総理大臣からお祝いのメッセージを頂戴しました。その中では、科学技術・イノベーション政策と知的財産政策を一体的に推進する政府の考え方が示されるとともに、研究成果の社会実装、スタートアップ支援、知的財産の価値評価、さらには農林水産分野に至るまで、弁理士への幅広い期待が述べられました。弁理士の役割は、権利取得の支援にとどまらず、知的財産を活用した価値創造へと着実に広がっていることを実感しています。

一方、弁理士を取り巻く環境も、出願件数の伸び悩み、受験者数の減少、高齢化、さらには生成AIの急速な進展など、大きな転換期を迎えています。

こうした時代だからこそ、日本弁理士政治連盟には、制度上の課題を整理し、将来を見据えた政策を提言するとともに、その実現を政治面から後押しする役割が、これまで以上に求められているものと考えています。

2．弁理士政治連盟の役割

日本弁理士会は、弁理士法に基づく法人として、弁理士制度の維持・発展と会員の指導・連絡・監督を担っています。一方、日本弁理士政治連盟は、昭和49年の設立以来、「永田町」と「霞が関」を結ぶ役割を担い、国会議員、政党、関係府省等との対話を通じて、日本弁理士会の活動を政治面から支えてきました。

近年、政治連盟に求められる役割はさらに広がっています。制度改正に対応するだけではなく、社会や産業構造の変化を踏まえ、弁理士制度や知的財産制度のあるべき姿を検討し、政策形成の段階から専門家として建設的な提言を行うことも重要な使命となっています。

3．今年度の重点課題

今年度は、こうした政策提言機能をさらに充実させてまいります。

弁理士法をはじめとする制度改正の動向を注視す

るとともに、知的財産制度を取り巻く様々な課題について調査・研究を進め、必要に応じて関係機関への提言を行ってまいります。

特に、企業価値担保権制度や知的財産権の価値評価、会社設立時及び増資時における知的財産権の現物出資など、知的財産を企業価値や金融へ結び付ける新たな制度は、弁理士の専門性を発揮できる重要な分野であると考えています。知的財産を「権利」として守るだけではなく、「経営資源」として活用する流れは今後さらに進むものと思われ、当連盟としても、その制度環境の整備に向けた政策的検討を進めてまいります。

また、生成AIの急速な発展は、知財サービスの提供方法にも大きな変化をもたらしています。AI技術は今後さらに進歩するものと思われますが、その一方で、利用者保護や専門資格者の役割をどのように制度の中で位置付けるかは重要な課題です。他士業の政治団体とも意見交換を行いながら、時代にふさわしい制度の在り方について検討を深めてまいります。

4. 国会議員及び地域との連携

政策を実現するためには、国会議員との継続的な対話が欠かせません。

当連盟では、各党の弁理士制度・知的財産制度に関する議員連盟との連携を深めるとともに、本会地域会とも協力しながら、地域選出議員や地方自治体との政策対話を進めています。

地域には、スタートアップ支援、大学・研究機関との連携、農林水産業、地域ブランドの活用、中小企業支援など、それぞれ異なる課題があります。こうした現場の声を丁寧に政策へ反映させることも、政治連盟の重要な役割であると考えています。

5. おわりに

政治連盟の活動は、決して華やかなものではありません。議員会館への訪問、国会議員との意見交換、政策資料の作成、勉強会への参加など、一つひとつは地道な活動の積み重ねです。しかし、その積み重ねこそが、将来の弁理士制度や知的財産制度の発展につながるものと確信しております。

近年、国会議員との意見交換を重ねる中で、弁理士に対する期待は着実に広がっていることを実感しています。知的財産を取り巻く社会的役割が大きく変化する中、弁理士には、これまで以上に幅広い分野での活躍が期待されています。当連盟としても、その期待に応えられる制度環境づくりに向け、政策提言型組織として活動を続けてまいります。

日本弁理士政治連盟は、日本弁理士会とは別組織であり、その活動は会員の皆様からお寄せいただく会費によって支えられています。

私たちが取り組む政策提言活動は、すぐに成果が現れるものではありません。しかし、日々の積み重ねが制度を動かし、将来の弁理士制度、さらには我が国の知的財産制度の発展へとつながるものと信じています。

一人でも多くの会員の皆様に政治連盟の活動に参画していただくことが、弁理士制度の未来を切り拓く力になります。今後とも当連盟の活動にご理解いただくとともに、会費の納入をはじめ、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

＊　本稿は令和8年7月2日に執筆したものです

